介護予防講演会 元気な時こそ「人生会議」を始めよう

生き方や最期の望みはひとりひとり違うもの。その想いを前もって伝えるのが「人生会議(ACP※)」です。もしもの時もわたしの想いが大切な人に届くように。あなたと大切な人が安心して過ごすために。あなたが望む医療やケアについて一緒に考えてみませんか。

日　　時◆12月13日㈯　午後1時30分～午後3時(受付:午後1時)
会　　場◆美郷町住民活動センター(畑屋字街道東)
テ ー マ◆あなたの「これから」を一緒に考える人生会議(ACP)講演会
講　　師◆市立角館総合病院　総合診療科　医師　渡部 健 氏
申込期限◆12月5日㈮

申込方法◆下記へ電話・FAX・メールまたは二次元コードからお申し込みください(住所・氏名・電話番号をお伝えください)。

※ACPとはアドバンス・ケア・プランニング(Advance Care Planning)の略で、日本では「人生会議」という愛称で呼ばれています。
A:Advance(アドバンス)=事前の
C:Care(ケア)=介護、看護
P:Planning(プランニング)=計画

申・問 町福祉保健課　地域包括支援班　☎0187(84)4907　FAX0187(85)2107
✉3310-hokatsu@town.misato.akita.jp

軽度生活援助事業のお知らせ　この事業は毎年申し込みが必要です

一人暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯の方を対象に、日常生活上の軽度生活援助を行っています。

対象世帯◆次の要件をすべて満たす方
- 65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯およびこれに準する世帯(65歳未満の方で脳血管障害等老化に起因する疾病を有する方を含む)
- 心身の障がいや疾病などにより生活援助が必要な方
- 町民税非課税世帯

作業内容◆シルバー人材センター会員による家の周りの除草作業、冬囲いの取り付け・取り外し、玄関前や玄関から道路までの除雪など
利用料金◆シルバー人材センター利用料金の1割を負担
注意事項◆・この事業で雪下ろしは行いません。
・年間40時間まで利用できます。
申込方法◆下記の窓口または六郷・仙南出張所に備え付けの申請用紙に必要事項を記入してお申し込みください。

申・問 町福祉保健課　地域包括支援班　☎0187(84)4907
美郷町シルバー人材センター　☎0187(84)0307

高齢者世帯等の雪下ろし費用の一部を助成します　この事業は毎年申し込みが必要です

冬期間の安心・安全の確保と経済的負担を軽減するため、自力で雪下ろしが困難な高齢者世帯等を対象に雪下ろしに係る費用の一部を助成します。

対象世帯◆
申請日において美郷町の住民基本台帳に記録されていて、次の要件をすべて満たす世帯
①町内に自らが居住するための住居を有し、現に居住していること
②次のいずれかに該当する家屋であること(車庫、小屋、空き家などは対象外)
- 本人の持家
- 同居家族の持家
- 無償で借りている家屋
- 有償で借りていて、雪下ろしを借主が行う契約となっている家屋

③近親者等の援助を受けることが困難であること
④他の方の扶養になっていないこと
⑤次のいずれかの方のみで構成される世帯であること
- 70歳以上の方　・要介護の認定を受けている方
- 要支援の認定を受けている方で、民生児童委員等が特に必要と認めた方
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方

⑥町民税非課税世帯であること
※生活保護世帯は当事業の対象外となります。

申込方法◆下記の窓口または六郷・仙南出張所に備え付けの申請用紙に必要事項を記入し、「家屋の写真」を添付してお申し込みください。
※写真の添付が難しい場合は、写真撮影のために町職員がご自宅へ伺います。
注意事項◆申請書類の確認後に「決定通知書」と「雪下ろし登録事業者名簿」を送付しますので、この名簿に掲載されている事業者へ雪下ろし作業を依頼してください。

助成内容

作業区分	対象経費および助成率	1回当たりの助成上限額	年間の利用回数
雪下ろし	作業料金の2分の1	15,000円	2回まで
排　　雪	排雪車、運転費用の2分の1	10,000円	2回まで(雪下ろしとセット)

申・問 町福祉保健課　地域包括支援班　☎0187(84)4907

建設課

安全で安心な水を確保するために きれいな水環境を守るために

上下水道に加入しませんか

上下水道につなぐことは、健康で住みよい暮らしと、美しい自然を守るために、とても大切なことです。町では、町民の皆さんに快適に過ごしていただくために、上下水道への加入をお願いしています。条件によっては、工事費に対する補助金が交付される場合もあります。詳しくは、下記へお気軽にお問い合わせください。

このようなメリットがあります

- 水道は、渇水時・停電時でも安心して水が使えます。また、定期的な水質検査を行い安全な水をお届けしています。
- 下水道につなぐことで臭いや害虫を予防できます。

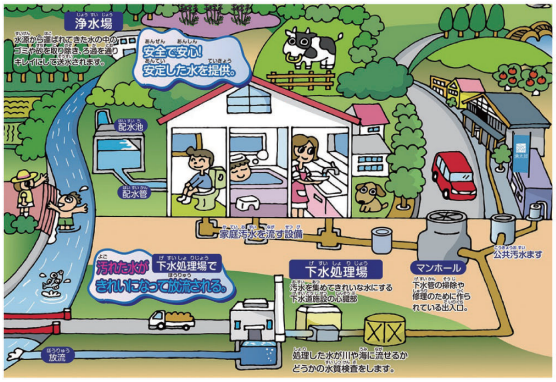

安全で安心！安定した水！つなごう上下水道　住みよいまちづくり

浄化槽水質環境保全費補助金を交付します

合併浄化槽の適正な維持管理と水質環境保全を図るため、合併浄化槽の法定検査を受けた方（地域の会館等を含む）を対象に補助金を交付します。なお、申請は年度内において浄化槽1基につき1回です。

補助金額◆5千円

申請期限◆令和8年3月31日㈫

申請方法◆法定検査終了後「補助金交付申請書兼請求書」が送付されますので、必要書類と共に下記の窓口または六郷・仙南出張所のいずれかに提出してください。

必要書類◆
- 補助金交付申請書兼請求書
- 検査結果書（浄化槽法第7条または第11条）の写し
- 申請者本人名義の振込口座通帳の写し

その他◆
- 検査結果書の判定項目が「不適正」の場合、検査日より後日に保守点検業者が作成した「保守点検カード」が必要です。
- 昨年度も当補助金を申請したことがあり、振込口座に変更がない場合は通帳の写しを省略できます。
- 申請書は法定検査終了後に送付されますが、各提出窓口に備えつけているほか、町ホームページからもダウンロードできます。

■次に該当する場合は補助金を交付できませんのでご注意ください。

①トイレのみを処理する単独浄化槽を設置している場合
②下水道認可区域及び農業集落排水整備区域で浄化槽を設置している場合
③設置者又は設置者が属する世帯構成員が、町の税金、各使用料および各資金貸付金の償還を滞納している場合
④50人槽以上の浄化槽を設置している場合
⑤町で設置した浄化槽を使用している場合

申・問　町建設課　上下水道班　☎0187(84)4910

農政課

森林環境譲与税の使途を公表します

国から譲与される森林環境譲与税は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などに関する費用に充てることとされています。ここでは、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」第34条第3項の規定に基づき、美郷町における森林環境譲与税の使途を公表します。

■美郷町への譲与額（令和6年度）　1,169万9千円

■美郷町における使途

森林経営管理制度に基づく意向調査および経営管理権集積計画策定を実施したほか、森林経営管理事業で間伐を実施するための費用に活用しました。

譲与税充当事業	内　容	事業費
森林経営管理制度に基づく意向調査および経営管理権集積計画策定	・委託料（経営管理権集積計画策定、意向調査）	429万円
森林経営管理事業	・委託料（間伐業務）	159万8千円
森林情報デジタル化推進事業	・負担金（航空レーザー航測事業）	243万9千円
美郷町森林環境保全基金積立金	・基金積立	337万2千円
合　計		1,169万9千円

問　町農政課　農林整備班　☎0187(84)4908